

シャリーア法廷文書に見る子どもと家族

—17・18 世紀のイスタンブル、コンヤの事例を中心に—

南・西アジア課程 トルコ語専攻
8 5 0 0 1 4 0 高嶋紀子

はじめに	3
第一章 シャリーア法廷文書	6
1. シャリーア法廷文書	
(1) イスタンブルの遺産台帳	
(2) コンヤの法廷文書	
第二章 イスタンブルの事例	9
(1) 結婚	
(2) 一夫多妻制	
(3) 子どもの数	
第三章 コンヤの事例	16
(1) 子どもの数	
(2) 子どもの性別	
(3) 都市と農村	
(4) 多妻制との関係	
第四章 二観点からの考察	22
(1) 日本の資料	
(2) 江戸時代の子どもの数	
第五章 オスマン末期のイスタンブルの状況	25
(1) 人口調査	
(2) 家族構成	
(3) 子どもの数	
おわりに	28
参考文献一覧	

はじめに

オスマン期のトルコに関する、貴重な一次的資料として、シャリーア法廷文書を挙げることができる。今日まで、オスマン期のトルコに関する様々な調査・研究が世界中で行われ、日本国内でもその数は増えている。それら研究におけるシャリーア法廷文書の存在はシャリーア法廷文書の整理が進むにつれて注目も増し、また利用価値が明らかにされつつあると言えよう。

近年、日本のイスラム研究においては文部科学省による「現代イスラーム世界の動態的研究」プロジェクトの中でシャリーア法廷文書に関する国際共同研究が進められ、国内でもオスマン記録史料の研究会が度々開かれている。

本稿は、こうしたシャリーア法廷文書を用いた研究を利用して、オスマン朝時代の家族について扱うものである。この家族に関する事柄は人口の問題とも深く関連する。

人口に関して、16世紀については tahrir 台帳（検地帳）をもとにした永田¹や三沢²らによる研究がある。また、Behar の研究で *Osmanlı İmparatorluğu'nun ve Türkiye'nin Nüfusu 1500-1927* などの統計はあるものの、17世紀から18世紀にかけてに関するデータは19世紀以降のものに比べて非常に少なく、地理的にもアナトリア全体をカバーしているとは言えないのである。19世紀の人口史に関しては Kemal H. Karpat³や、J.McCarthy⁴らによる研究がある。日本国内に目を向けると、1831年のトルコ人口調査に関する二論文を1996年に大河原知樹が翻訳している。さらには、トルコ各州において1866年から1905年に編纂されたサルナーメ（年報）が日本の研究機関に所蔵されており、それらの目録やフランスのパンザックが編集した研究書・論文目録の翻訳が発表されるなど、19世紀の人口史研究は進められているのである。

このように、17世紀頃のアナトリアの人口、家族に関する研究はオスマン期の他の年代に比べて非常に乏しい。家族に関する独立した文書はなく、徴税に関する文書や遺産台帳、その他訴訟に関する記録の中から家族に触れる部分を挙げ、それら断片的なデー

¹ 永田雄三「16世紀トルコの農村社会—1531年サルハン県「検地帳」分析の試み」

² 三沢伸生「オスマン朝の検地帳に見える遊牧民—1560年付マラティヤ県明細帳の分析—」

³ Kemal H. Karpat, *Ottoman Population 1830-1914*, University of Wisconsin Press, 1985.

⁴ J.McCarthy, *Muslims and Minorities, The Population of Ottoman Anatolia and the End of the Empire*, New York/London, 1983,

タから当時の家族の姿を伺うしかないのである。家族の中でも、女性に焦点を当てた研究は報告されており、*Women in the Ottoman Empire: Middle Eastern women in the early Modern Era* の中には 14 論文が発表されており、他に H.Gerber による 17 世紀のブルサに関して女性の社会的地位に関する研究⁵がある。また、上流階級の女性に限ったものとしては F. Davis の *The Ottoman Lady, A Social History from 1718 to 1918* を挙げることができる。アナトリアに限らず、16 世紀以降のイスラム世界全体の女性に関しては *Women, the Family and Divorce Laws in Islamic History* という書が出版されている。ただ、やはり家庭や社会の中での女性についてのみ述べられるだけであって、家族やそこに生活する子どもに関しての記述はほとんどみられない。

家族に関するものとしては R.Jennings⁶が 16 世紀の都市人口に関する論文を発表し、İ.Ortaylı⁷が 16 世紀の結婚について研究を発表した。このように 16 世紀家族や人口にかんする史料は比較的残っているのだが、17 世紀、18 世紀についてはその時代、地理共に全てを含む、独立したデータの無さから、S.Faroqhi はこの二世紀をオスマン社会における「暗闇の時代」と表現しているほどである⁸。このような状況の中で、断片的であり、他の時代と比べて史料の不足が指摘されている 17 世紀と 18 世紀の、未だ明らかにならない部分が家族とそこにいた子どもたちである。子どもに関しては、近年児童文学や演劇という分野の資料を用いて様々な研究が発表されるようになり、トルコ国内ではシンポジウムも開かれるまでになっている。しかし、オスマン期の子どもたちを扱う研究は教育という分野で触れる以外にはみられていない。このような状況をふまえ、本論文では Erten と Öztürk の研究をもとに、一世帯あたりの子どもの数から家族の姿を浮かび上がらせていきたい。

本論文では第一章で、当時の記録がなされたシャリーア法廷文書と、第二章、第三章

⁵ H.Gerber, “Social and Economic Position of Women in an Ottoman City, Bursa, 1600-1700”, *International Journal of Middle East Studies* 12. 1980. pp.231-244

⁶ R.Jennings, “Urban Population in Anatolia in the Sixteenth Century: A Study of Kayseri, Karaman, Amasya, Trabzon, and Erzurum”, *International Journal of Middle East Studies* 7. 1976.

⁷ İ.Ortaylı, “Anadolu’da . Yüzyılda Evlilik İlişkileri Üzerine Bazı Gözlemler”, *Osmanlı Araştırmaları* 1. 1980.

⁸ Alan Duben, *Kent, Aile, Tarih*, İleştım Yayınları, İstanbul, 2002. p.105

のもととなる史料を紹介する。第二章、第三章では、イスタンブルに関しては Said Öztürk 著「遺産台帳に見る 17 世紀イスタンブルにおける家族人口、遺産の内訳と分配」⁹をもとに、コンヤに関しては Hayri Erten 著『コンヤシャリーア法廷文書に見る家族の社会的・経済的・文化的構造（18 世紀前半）』¹⁰をもとに表やグラフを用いながら、シャリーア法廷文書の記録から得られた 17・18 世紀のイスタンブル、コンヤそれぞれの都市での家族の姿を、子どもに関する共通の事柄をもとに明らかにしていく。2 都市に関し、全く同じ事柄で比較することは出来ないが、ある程度並べることが可能な内容を用いる。第四章では第二章、第三章の分析を当時の背景と共に考え、同時期の他国での状況として日本の状況を加える。第五章では第二章で扱ったイスタンブルのその後として 19・20 世紀のイスタンブルに関して Alan Duben、Cem Behar 共著『イスタンブルの世帯—結婚、家族と繁栄 1880-1940—』¹¹をもとに考察する。

⁹ Said Öztürk, “Tereke Defterlerine Göre . . . Asırda İstanbul’da Aile Nüfus, Servet Yapısı ve Dağılımı,” *İstanbul Araştırmaları* 3, İstanbul Büyükşehir Belediyesi Kültür İşleri Daire Başkanlığı Yayınları, İstanbul, 1997 （以下、Öztürk と略記）

¹⁰ Hayri Erten, *Konya Şer’iyye Sicilleri Işığında Ailenin Sosyo-Ekonomik ve Kültürel Yapısı* (.y.y. *İlk Yarı*), T.C.Kültür Bakanlığı Yayınları, Ankara, 2001 （以下、Erten と略記）

¹¹ Alan Duben, Cem Behar, *İstanbul Households—Marriage, Family and Fertility 1880-1940—*, Cambridge University Press, 1991. （以下、Istanbul Households と略記）

第一章 シャリーア法廷文書

1. シャリーア法廷文書

本論文の原点となっているシャリーア法廷文書はシャリーア法廷における訴訟や裁判の記録と、市民の日常における取引や契約、売買、賃貸借などが記録されたものである。それらの記録は全てカーディーという裁判官によって認められたものであった。カーディーは自分の任務期間に起こった出来事や届け出を、スタイルを揃えて記録したのである。そして、それらに関わった人々について、遺産・財産相続、改宗、居住区、職業などに関しても記録が行われていた。

これら法廷文書はトルコに限ったものではなく、シリアやエジプトなど、ほかのイスラム諸国でも多数残されている。シリアの例を見ると、ダマスクス歴史文書館にまとめて保管され、1970年代以降、A.K.ラーフェク、A.アブデル・ヌールら現地の研究者とB.マスターズ、A.マルカスら欧米の研究者が研究を公刊している。日本でもダマスクスのサーヒリーヤ街区における法廷文書に関する論文を1998年から1999年にかけて三浦徹が発表している。

トルコでは10年ほど前に、国内各地に散らばったままであった法廷文書がアンカラにある国会図書館に集められ、保管されるようになった。その頃から文書の整理が進み、法廷文書による研究が盛んになったとすることができる。国内ではオスマン語で記された文書を現代トルコ語に翻訳する作業がそれ以降進められており、トルコ研究において法廷文書が大きな役割を担う可能性を示しつつある。

今回、本論文で行う17世紀のイスタンブルに関する分析は法廷文書のうち遺産台帳により明らかになったもので、遺産台帳は被相続人が亡くなった際に相続人となる人々や遺産の内容について記録したものである。本論文でとり上げるイスタンブルの遺産台帳について紹介する。

(1) イスタンブルの遺産台帳¹²

イスタンブルにおけるシャリーア法廷文書全体の中で、遺産台帳は約半数を占める。確かに、イスタンブルがオスマン朝の中心地であり、多くの人口を持ち、また貿易中心地の一つとして栄えていたことで多くの記録が得られることが考えられる。しかし、遺産台帳の全体に占めるこの高い割合はイスタンブルに限ったことではなく、トルコ国内の他都市でも同様であることが明らかになっている。Öztürk の計算によれば、全体の 9883 台帳のうち、3907 台帳が財産や遺産に関するものであったという。これは、割合としてイスタンブルの法廷文書の 40%を占めることになる。また、そのうち 17 世紀の遺産・財産訴訟に関するものは 531 台帳であった。特に Kısım-i Askeriye Mahkemesi と Mülga Beledi Kassamlığı、Beytülmal Kassamlığı という財産・遺産と、そこから生じた訴訟が解決されるために設けられた法廷があった。軍人階級¹³ (Askeri sınıf) に属する人々は Kısım-i Askeriye Mahkemesi を利用し、それ以外の政府に直接的な役割を担わない人々は Mülga Beledi Kassamlığı を利用し、その後 19 世紀に同じ機能を持つ Beytülmal Kassamlığı が設立された。本論の第二章のイスタンブルの事例において元になった記録は、軍人階級 (Askeri sınıf) に属する人々の遺産台帳である Askeri Kassam Defterleri である。

遺産台帳には、故人の残した動産及び不動産、借金、貸付、遺言、寄付などが全て記されている。そのうえ、それらが誰に相続されたのか、そしてその相続人、被相続人はそれぞれどういう人物なのか、というところまで言及される。

人口統計学の分野において重要な資料となる部分としては、故人の性別や属する宗教、未婚・既婚、家族構造 (子供の数、兄弟姉妹の数、妻の数など)、社会的身分、職業や父親の名前、居住地区、最期を迎えた場所と死因などが挙げられよう。今回私が家族という組織を見ていく際にはこれらの部分が元となる。

さらに、社会的な身分がはっきりしていない場合でも、ある程度の推測を可能にしているのがこの遺産台帳である、と言うことができる。なぜなら、遺産となった物品一つ一つが詳細に記録されていたからである。所持していた武器や衣服等の種類から、

¹² Öztürk pp.21-26

¹³ 軍人階級という表現は著者がトルコ語の Askeri sınıf を直訳したものである。

ある程度の身分を知ることができる。しかも、このことは単に故人 1 人について知るというところに止まらず、その時代に生活をしていた人々の文化的特徴を知る手がかりにもなり、例えば西洋の影響が人々の生活にどれほど反映されていたのか、など多くの面で有効な資料となり得ることが考えられる。

また、この遺産台帳は Tereke Defterleri の他に Kassam Defterleri、Metrukut Defterleri、Muhallefat Defterleri などがあり、それぞれ訴訟の詳細と共に記録された。

(2) コンヤの法廷文書¹⁴

本論文の第三章でとりあげる 18 世紀前半のコンヤに関する分析は、コンヤシャリーア法廷文書の第 39 巻～第 57 巻に収められた、1700 年～1750 年に関する記録によるものである。原本は 1991 年までは Mevlânâ 博物館に所蔵され、現在は国会図書館に所蔵されている。写本は Mevlânâ 博物館と Selçuk 大学文学部に現在も所蔵されている。これらの文書にはコンヤの中心部とその周辺地域など、異なる地区に居住する人々の生活と、異なる職業や社会的地位を持つ人々の社会生活に関する記録が 5700 ページに渡って記録されている。家族や子どもの数については、特に法廷での訴訟が行われた際になされた、内容と関係者についての記述の中に見つけることができる。

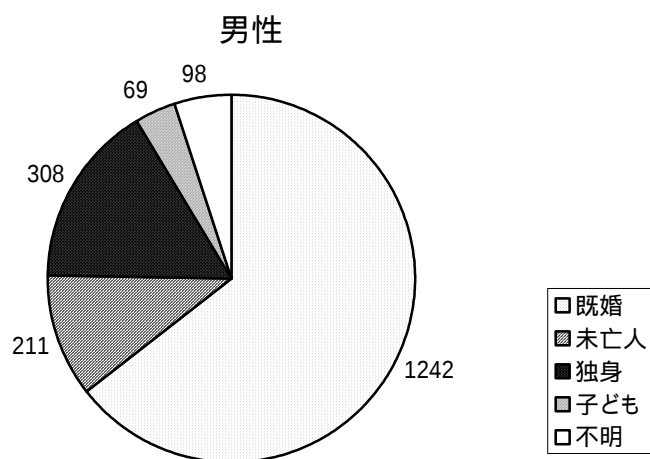
¹⁴ Erten p.9

第二章 イスタンブルの事例

(1) 結婚

17 世紀のイスタンブル遺産台帳によると、財産を残して亡くなったという記録のある 2670 人のうち、1928 人が男性、742 人が女性であった。まず、2670 人の結婚の状況に関して見ていくことにする。

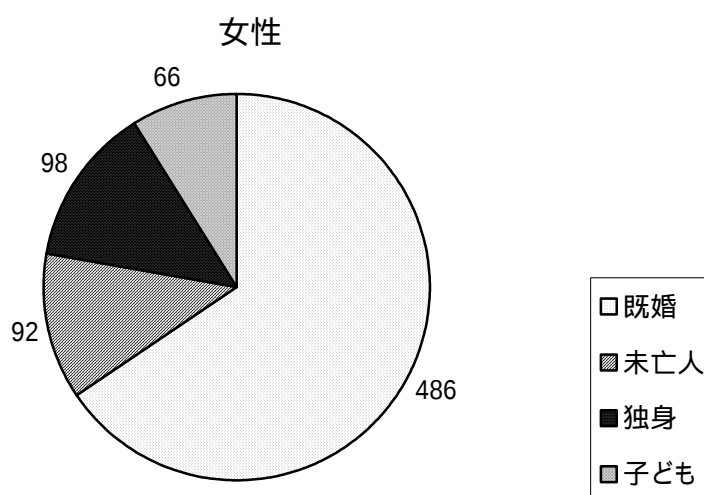
男性のうち 1242 人は亡くなったときに妻がいたことから既婚とみなすことができ、211 人は子どもはいたが妻はいなかったため未亡人とされた。この理由としては、結婚したものの何らかの理由で妻が先に亡くなった場合や離婚した場合が考えられるが、それらの理由は明らかにされていない。また、308 人は妻も子どももいることが確認できなかったために独身に分類されたが、イスタンブル来訪中に亡くなり、相続人を用意できなかった場合もあるため、実際の未婚者数は台帳における人数よりも少ないと考えることが妥当である。残りの 167 人については 69 人が子ども、98 人が不明である。



グラフ 1：死亡時の男性の結婚状況¹⁵

一方、742 人の女性のうち既婚者は 486 人、男性同様の理由から未亡人とみなされたのは 92 人、独身者は 98 人で残りの 66 人が子どもに分類された。

¹⁵ Öztürk p.27 の数値をもとに著者が作成した。



グラフ 2：死亡時の女性の結婚状況¹⁶

男女のサンプル数の違いがあるため、数の上での比較はできないが、割合として見ると、男女共に半数以上が結婚をしている。結婚はこの時代の人々に広く浸透していたと言われている。また、この場合、独身という分類は未婚者とは異なることを述べておきたい。当時も離婚というシステムが用いられたケースがあったため、結婚を経験したものの離婚をして、現在は子どもがいない人も独身という分類に属していると考えられる。そうすると、男女ともに約 80% の人々が結婚を経験していたことを伺うことができるのである。さらに、上で述べたように、元タイスタンブル市民ではない人も含まれていることから、未婚者とした場合の人数は、ここで独身とされている人数よりは少ないものとするのが妥当であろう。

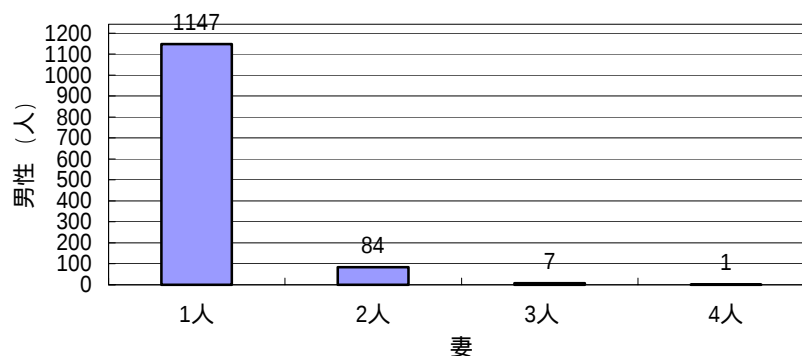
さらに、結婚とは関連性が低い事柄ではあるが、結婚の出来る年齢に至らずに亡くなった人の記録が法廷文書に含まれていることが明らかになった。年齢の特定はできていないが、結婚可能な年齢に満たない人に関しても遺産台帳に記録がなされたということは、その時点で相続に値するものを持っていた証拠であろう。

¹⁶ Öztürk p.28 の数値をもとに著者が作成した。

(2) 一夫多妻制

イスラーム社会での結婚に見られる特徴の一つとして、多妻制を挙げることができる。イスラム教は男性が妻を 4 人まで持つことができるとし、オスマン社会でも、このことは認められていた。ところが、実際に多妻制が人々の間に浸透していたのかというと、実はそうではなかったのである。前項目同様、既婚者であった 1242 人の男性が何人の女性を妻としていたかを下のグラフに表した。

グラフ 3：死亡時における男性一人あたりの妻の数（17 世紀 イスタンブル）¹⁷

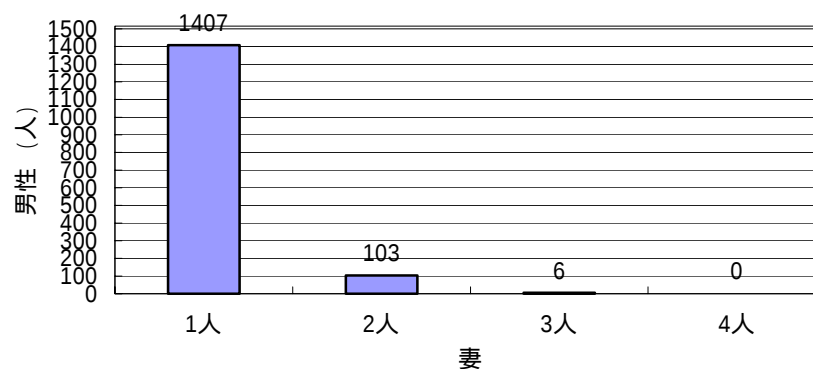


このように、遺産台帳をもとに見てみると 17 世紀のイスタンブルでは 1242 人中 1147 人、つまり 90%以上の男性が 1 人の女性とのみ結婚をしていたのである。一方で 4 人の妻を持った男性は全体の 1 パーセントに満たない。このような状況は同じ時期のバルカンの都市でも見られたようだ。例として Ö.L. Barkan¹⁸が行った、17 世紀のエディルネに関する同様の研究結果を紹介する。

¹⁷ Öztürk p.31 の数値をもとに著者が作成した。

¹⁸ Ö.Lütfi Barkan, “Edirne askeri kassamına ait tereke defterleri(1545-1659)”, *Belgeler* 3,p.1

グラフ 4：死亡時の男性一人あたりの妻の数（17 世紀 エディルネ）¹⁹



こちらもイスタンブール同様、調査の対象となった 1516 人の男性のうち 1407 人、つまり 90%以上が 1 人の女性を妻とし、4 人の妻を持った人は 1 人もいなかった。また、同時期のアンカラ、ブルサに関する研究でも互いに近い割合が結果として得られている。²⁰

同時期のイスタンブールとエディルネという異なる 2 都市で、得られた結果はほぼ同じであった。都市による生活環境の違いがあまり見られないということも可能かもしれないが、ここで思い出すべきは上で示した二つの研究はいずれも軍人階級の人々が対象の遺産台帳を用いていることである。都市という違いの他に、同様の職業に就き、経済状況もおそらく違いのない人々の記録から得られた結果である。つまり、都市の違いがあっても社会的、経済的な環境は職業という分類によって同様の状況が保たれるということが考えられる。

（ 3 ） 子どもの数

結婚の状況だけでなく、相続人となった人が被相続人とどのような関係にあり、

¹⁹ Öztürk p.31 の数値をもとに著者が作成した。

²⁰ Öztürk p.31

何人いたのか、という遺産台帳の記録から、子どもの数をも知ることにも可能である。前項目同様、2670 人の相続人として記録されている息子、娘の数を Öztürk の研究をもとに表にする。

相続人として息子がいた人は 2670 人中 1117 人で、息子の合計は 1742 人。それぞれ一人当たりの息子の人数は 1 人から 7 人であった。最も多かったのは 1 人で全体の 61.6%、少なかったのは 7 人で 0.2% を占める。

表 1：死亡者一人あたりの相続人としていた息子の人数²¹

相続人としての息子	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
全体に占める割合(%)	61.6	26.3	8.6	2.2	0.7	0.4	0.2

一方、相続人として娘がいた人は 2670 人中 1078 人で、娘の合計は 1693 人。それぞれの娘の人数は 1 人から 8 人であった。息子の場合同様、最も多かったのは 1 人で 60.1%、少なかったのは 6 人と 8 人の 0.1% であった。

表 2：死亡者一人あたりの相続人としていた娘の人数²²

相続人としての娘	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
全体に占める割合(%)	60.1	27.0	9.6	2.6	0.5	0.1	0	0.1

また、Öztürk の遺産台帳データの分析によると、死亡時に配偶者がおり、既婚とされた 1728 人の男女のうち、相続人として子どもがいなかった人は全体の 27.6% (460 人) であった²³。

相続人として息子や娘のいた人は、上の (1) で述べた分類のうち、既婚と未亡人に属する人々であることが分かる。つまり、2670 人中 2031 人に子どもがいた可能性があり、そのうち 460 人には相続人となる子どもが記録されていないという

²¹ Öztürk pp.32,33 の数値をもとに著者が作成した。

²² Öztürk p.33 の数値をもとに著者が作成した。

²³ Öztürk p.33

ことになる。被相続人がそれぞれ別世帯の人であるという仮定のもとで世帯数を算出すると、息子のみがいた世帯は 493 世帯、娘のみがいた世帯は 454 世帯、両方がいた世帯は 624 世帯とすることができる。²⁴

また、ここで記録のあった 2670 人の、相続人としての一人あたりの子どもの人数の平均は約 1.29 人となり、²⁵子どもがいる世帯の一世帯あたりの平均は 2.18 人となる。²⁶この数値はトルコ国内において 1960 年代後半の一世帯あたりの平均が 3.67 人であったこと²⁷ を考えると非常に少ないように思われる。ただ、この 20 世紀の数値はトルコ全土が対象となっているので、イスタンブルという都市に限るものではないということと、今回研究の対象となった 2670 人は軍人階級に属する人のみであることを補足しておく必要がある。軍人階級の世帯において子どもが少ないことに、兵役の関連性も可能性として考えることができる。兵役中でまだ子どものいない若者もいたであろう。さらに、上で述べたように 2670 人の遺産の相続人として、そのときに確認できた範囲での子どもの数であること、そして親が亡くなった時点での記録であることから、それ以前に何らかの理由で亡くなっていた子どもがいた場合も考えられる。そのため、結婚に関する項目と同じように、17 世紀のイスタンブル全体における実際の子どもの数は遺産台帳から得られた人数よりも多いことが予想される。

イスタンブルがオスマン時代、商業や文化の中心地として栄えていたことを考えると、イスタンブルで生活をしていく上で子どもはそれほど必要とされなかったのではないかと推測ができる。例えば、農村部であれば、生活をしていく上で人こそが重要な財産であり、それが無ければ生計を立てることすら難しいといっても過言ではない状況もあり得たと考えられる。しかし、肉体労働や生産に関わる職業以外では、家系を絶やさないために子孫をもつことが第一の目的であったと考えることが可能である。特にイスタンブルという都市に住む軍人や官僚たちは、子どもは生活の支えではなく、極端に言えば生活の責任や負担を増す材料と受け入れら

²⁴ Öztürk p.27,28,33 の数値をもとに、著者が自らの仮定のもと算出した。

²⁵ Öztürk p.32,33 の数値をもとに著者が算出した。

²⁶ Öztürk p.33

²⁷ Erten, p.95

れていた場合も考えられる。そう考えると、子どもの数よりも子どもの有無や性別という点が重要であったのだろう。このことは同時期の多妻制の状況にも関わり得る事柄であると考えられる。

第三章 コンヤの事例

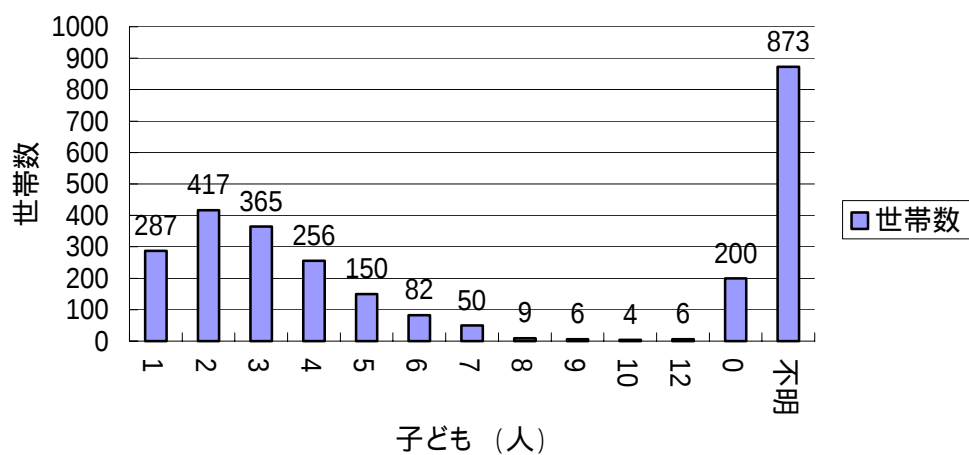
(1) 子どもの数

コンヤのシャリーア法廷文書に記録されている 2705 世帯に、それぞれ何人の子どもがいたのかを見てみると、まず 2705 世帯のうち、子どもの有無についての記録があったのは 1832 世帯で、そのうち子どものいない世帯は 200 世帯で全体の 7.4% を占めた。

²⁸

一世帯あたりの子どもの人数は 1 人から 12 人で、最も多かったのは 2 人で全体の 15.4%、少なかったのは 10 人で全体の 0.1% を占めた。

グラフ 5 : 子どもの数と世帯数²⁹



グラフ 5 により明らかになった、一世帯あたりの子どもの数と世帯数だけでは、このような分布になった原因は見えてこない。Erten は世帯あたりの子どもの数を世帯の収入という観点から分析している。その分析によると、収入の少ない世帯では 1

²⁸ Erten p.94

²⁹ Erten p.94

人や 2 人の場合が多く、3 人を越すと収入の多い世帯がそれらを上回るという。つまり、子どもの数がその世帯の経済面における負担の重さに比例していたとすることができよう。それぞれの世帯の経済面への負担という理由から、自然に世帯における子どもの数が少なくなったケースが考えられるのである。

一世帯あたりの子どもの人数を見てみると、1823 世帯の平均は 2.87 人³⁰、また子どもがいる 1623 世帯の平均は 3.12 人となる。³¹この数値はブルサ、トカット、ヤルヴァチなどとほぼ同じ値である。³² 遺産台帳をもとにした同様の研究で、Demirel、Gürbüz、Taş の 3 氏³³は中央アナトリア全体において一世帯あたりの子どもの数の平均が 2.32 人であるという調査結果を発表している。³⁴また、Ö.Demirel³⁵の研究によれば、1700-1730 年のアンカラにおける一世帯あたりの平均は 2.4 人であるという研究結果が得られている。これらに比べると、コンヤの平均がわずかながら上回るものであったため、上に示した、世帯の収入との関係という面から見ると、比較的安定し、子どもを養う余裕のある世帯が割合多く存在していたことが推測できる。付け加えておくと、Esen はトルコの文学作品（特に小説）に登場する家族の 80%以上に 3 人の子どもが設定されていることを述べている。³⁶

コンヤの状況を、同時期の他の都市のデータと共に見ても約 3 人という世帯あたりの子どもの数は特別ではなく、17~18 世紀の他の都市と変わりのない家族構成であったことが伺える。しかしながら、イスタンブール同様、20 世紀のトルコ国内の平均と比較すると³⁷、数の上ではイスタンブールほどではないが少ないと見ることができる。ただ、ここで得られている子どもの数は過去のある一時点での数値であり、そ

³⁰ Erten p.94 では 2.87 人と算出されているが、グラフ 5 をもとに著者が算出したところ 2.78 人となるため、この数値を用いた。

³¹ グラフ 5 をもとに著者が算出した。

³² Erten p.94

³³ Ömer Demirel, Adnan Gürbüz, Muhiddin Tuş, “*Osmanlılarda ailenin demografik yapısı*”, *Sosyo-Kültürel Değişme Sürecinde Türk Ailesi*, - , Ankara, 1992. p.98

³⁴ İlber Ortaylı, *Osmanlı Toplumunda Aile (5.basım)*, Pan Yayıncılık, İstanbul, 2002. (以下、Ortaylı と略記) p.83

³⁵ Ömer Demirel, “1700-1730 Tarihinde Ankara’da Ailenin Niceliksel Yapısı” p.952

³⁶ Nüket Esen, *Türk Romanında Aile Kurumu 1870-1970 (3.basım)*, Boğaziçi Üniversitesi Yayınları, İstanbul, 1997. p.210

³⁷ 本論 12 頁参照

れ以前に死亡した子どもの有無に関して知ることはできない。しかし、18 世紀前半と 20 世紀の保健・衛生管理の状況が同じであると考えるのは不自然な気がする。やはり、20 世紀になると国内の衛生管理の改善が考えられるため、その点を考慮すれば、一世帯あたりの子どもの数に大きな違いはないと言えるのかもしれない。

(2) 子どもの性別

子どもの性別と一世帯あたりの子どもの数との関係を見ていくことにする。Erten の調査によれば法廷文書に記録のあった家の子どもの性別と人数の分布は表 3 のようになる。

表 3：子どもの数と性別³⁸

子どもの数	男子のみ (%)	女子のみ (%)	両方(%)	不明(%)
1	38.0	57.8	-	4.2
2	18.5	30.9	48.4	2.2
3	7.4	12.1	78.9	1.6
4	9.8	4.7	84.4	1.2
5	5.3	3.3	86.0	5.3
6	-	2.4	97.6	-
7 以上	-	4.0	90.7	5.3

表 3 を見ると、子どもが男子のみであった場合は 5 人までなのに対し、女子のみであった最多の場合は 7 人であったことが分かる。これは男子のみがいた場合に女子を欲しいとするよりも、女子のみがいた場合に男子を欲しいとする望みの方が強かったことが表れていると考えることができる。このような状況は過去に日本でも見られただろう。男子を産むことができればその女性は歓迎され、そうでなければ逆に家の中で立場のない思いをしていたという状況があった。将来家

³⁸ Erten p.99

を継ぐ者として、また生活をしていく上で男子の必要性が高かったことが伺える。子どもを産む母親としては、男子を産むことで自らの価値や評価を上げることができ、また父親としても息子がいるということが一種の誇りとなっていたという。

39

(3) 都市と農村

Erten が行った調査では、都市部と農村部という居住地の違いという面から一世帯あたりの子どもの数を明らかにしている。

表4：居住地別に見る子どもの数と世帯数（コンヤ）⁴⁰

居住地	一世帯あたりの子どもの数							
	1	2	4	5	6	7	0	不明
都市部(%)	11.1	15.7	13.1	9.5	5.5	2.8	7.8	31.8
農村部(%)	6.3	12.5	16.6	9.2	6.3	5.2	4.8	36.2

表4から分かるように、都市部では一世帯あたりの子どもの人数は少なく、農村部では都市部よりわずかながら多い。しかし、その差はそれほど大きなものではない。農村部では生活していく上で人手が必要とされるという推測から、もっと著しい差が生じるものと予想していた。また、子どもたちは昼中外で過ごし、子どもたちは子どもたち同士集まって自分たちで時間を過ごすので、都市部で育てるより困難や負担は少ない、と Erten は述べている。⁴¹ しかしながら、居住地の違いは子どもの数にそれほど大きな影響は及ぼしていないことから、前述の推測はコンヤに関して必ずしも当てはまるとは言いきれないことがわかる。

ここで比較として Bursa に関するデータを挙げておきたい。17 世紀のシャ

³⁹ Erten p.99

⁴⁰ Erten p.98

⁴¹ Erten p.99

リーア法廷文書をもとにした調査、研究により導かれた数値である。⁴²ブルサにおける都市部、農村部という居住地の違いと子どもの数に関するもので、数値に見られる特徴はコンヤの場合と同様である。

表 5：居住地別に見る子どもの数と世帯数（ブルサ）⁴³

居住地	一世帯あたりの子どもの数									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
都市部(%)	25.7	24.7	14.3	7.3	1.7	1.7	—	—	—	24.7
農村部(%)	13.1	16.3	24.4	16.3	11.9	3.8	1.3	1.3	0.6	11.3

やはり、農業を営み生計を立てるという生活において、人手さえあれば収入につながり、経済的な安定を得られるという考えは 18 世紀前半のコンヤにも、ブルサにも当てはまらないようだ。多くの人手をかけてもその人手分をまかないきれぬ収穫や収入を確保するのが困難であったことがここで明らかになったと言える。

（４）多妻制との関係

妻が 1 人であった家と、多妻制を導入していた家の子どもの数について Erten の調査に基づき、下の表を作成した。

表 6：一世帯の妻の数と子どもの数⁴⁴

妻の数	一世帯あたりの子どもの数								
	1	2	3	4	5	6	7	0	不明
1人(%)	15.1	21.9	18.4	12.5	7.3	3.7	3.7	11.7	5.9
2人以上(%)	16	12.6	21.1	13.1	8.6	7.4	9.7	11.4	-

この表によると、子どもが 3 人以上になると多妻制を用いていた家のほうが割合が

⁴² *Osmanlı Toplumunda Aile* p.82 によると、1986 年 4 月 23~25 日に N.Y.Hunter 大学でのセミナーにおける H.Gerber のレポートによる数値としている。

⁴³ Ortaylı p.82 の数値をもとに著者が作成した。

⁴⁴ 調査の対象となった家のうち 3 人の妻を持つ家は 17 件、4 人の妻を持つ家は 3 件であったため、2 人以上という分類とした。（Erten p.101）

高くなっている。一世帯あたりの子どもの数の平均は 2.87 人⁴⁵であるので、平均以上
の場合は多妻制が導入されていた家が多いということになる。これには(2)で述べ
た子どもの性別が関わってくるだろう。男子を設けることを実現させるために、男性
が必要に迫られて複数の妻を持ったことは大いに考えられる。

16～18世紀のアンカラ、カイセリ、ブルサ、トカットに関する調査結果として、
一夫一妻というケースが当時主流であり、一夫多妻というケースは全体の 10%にも満
たなかったことが報告されている。⁴⁶

ここで、思い出されることとして多妻制が用いられたのはムスリム世帯だけであっ
て、非ムスリムの世帯では妻は必ず二人以上ではなかったということがある。Erten の
調査によれば、1 人から 5 人の子どもがいた非ムスリム世帯の割合はムスリム世帯を上
回っているという。⁴⁷しかし、6 人以上の子どもがいた世帯となると今度はムスリム世
帯が非ムスリム世帯を上回るため、平均としてはムスリム世帯が 2.3 人、非ムスリム世
帯が 2.7 人、とほぼ同数になる。⁴⁸このムスリム、非ムスリム世帯の分布を示す表を下
に載せておく。

表 7: ムスリム、非ムスリム一世帯あたりの子どもの数⁴⁹

宗教	一世帯あたりの子どもの数								
	1	2	3	4	5	6	7	0	不明
ムスリム(%)	10.7	15	13	9.2	5.4	3.1	2.7	7.5	33.4
非ムスリム(%)	9.3	23.3	22.7	14.7	6	2.7	2	6	13.3

一世帯あたりの数としては、非ムスリム世帯における子どもが少なかったわけでは
ない。非ムスリムの人々が自分たちをマイノリティー集団と感じ、人口を増やす目的
で積極的に子どもを設けようとしたのかもしれない。しかし、表 7 を見れば分かるよ
うに、宗教という違いが世帯あたりの子どもの数に及ぼす影響はそれほど感じられな
い。それよりも、先に述べたように生活の成り立つ範囲で、という経済状況が世帯に

⁴⁵ Erten p.94

⁴⁶ Erten p.171

⁴⁷ Erten p.102

⁴⁸ Erten p.102

⁴⁹ Erten p.102

おける子どもの数を決定させた場合が多かったと著者は考える。

第四章 二観点からの考察

(1) 一世帯あたりの子どもの数

1. トルコに関する考察

第二章、第三章で得られた一世帯あたりの子どもの数の平均を比較すると、17 世紀のイスタンブルでは 1.29 人（子どものいる世帯に限ると 2.18 人）、18 世紀前半のコンヤでは 2.78 人（子どものいる世帯に限ると 3.12 人）である。半世紀から 1 世紀という時代の差があるため、それぞれの記録の背景に違いが生じていることは当然考えられよう。例えば、16 世紀後半から 17 世紀にかけてのジェラーリーの諸反乱により、混乱した社会においては新たな子どもを設け、育てられる余裕は少なかったものと推測ができる。その犠牲となった大人や子どもがいたとすれば、当時の平均が低くなるのは当然である。また、この反乱により遊牧に回帰した人々も農村部では見られたため、一時的に世帯数が減少し、17 世紀から 18 世紀には元の生活に戻った人々の影響で数が増えたという見方も可能であろう。そこから徐々に生活環境が安定し、人々の間に子どもを養育する余裕が生まれたことが上の比較から読み取れる。

また、イスタンブルに関しては軍人階級の人々を対象を狭めた記録である。階級が限定されていることで、コンヤの数値と比較することは妥当ではないかもしれないが、この 1.29 人や 2.18 人という数値はやはり少ないものと感じる。これもまた当時の社会状況と軍人階級という職業の種類が原因となっていると考えられる。16 世紀後半に財政危機に陥っていたオスマン帝国の首都イスタンブルで、新たな徴税制度の必要性和ともに、農村部で生じた混乱によって、その治安の維持やスィパーヒー統制のために軍政官の派遣が 17 世紀には実施されていたのである。そのような職に就きながら、経済面以外でも、子どもを設け、養育する環境を確保するということはやはり難しかったのだと考える。

2. 同時代の日本に関する考察

次に、同時代の数の比較の参考として、日本の江戸時代のケースを挙げておきたい。日本では17世紀になると、キリシタンを取り締まる目的で宗門改が行われた。これが、明治時代に戸籍が作られるまで、その代わりを果たしていたとすることができよう。宗門改めの記録である、この「宗門人別改帳」は当時の人々を知る第一の手がかりであると言することができる。宗門人別改帳は1年に一度、そこにいる人のみが対象とされた調査によりなされた記録であるため、生まれてすぐに死亡した子どもは記録に残らないなどの欠点もある。しかし、それを除けば、毎年の記録をつないでいくことで、出生率、死亡率、結婚年齢など、人々のライフコースを明らかにし、個人の追跡調査を可能にしている。この宗門人別改帳に加え、江戸時代には死亡の記録がなされた寺院の過去帳、間引きの取り締まりや養育手当て支給のために記された懐妊書上帳などがあり、これらをもとに総合的に調査することができる。

シャリーア法廷文書と異なる点は、この記録が定期的なものであったということである。シャリーア法廷文書の場合、訴訟が起こされたときや何らかの届け出が受理された時点における単発的な記録にとどまっており、それ以前の状況に関しての記録は見られない。例えば、遺産台帳の記録で、相続人に関する記述から家族構成などを知ることが可能であったが、その世帯での過去の死亡者、特に財産をもつ年齢になる前に幼くして亡くなった場合などは、その事実は全く知られないままである。⁵⁰そのため、実際に生まれた子どもの数を完全に知ることはできず、現実には今得られている平均値より多いこともあり得るのである。日本の宗門人別改帳は、生まれてからその年の調査の前に亡くなった場合は記録されないが、それ以外の場合は記録に残されているのである。そのため、シャリーア法廷文書よりも実際の値により近いデータを得ることが可能となっている。

江戸時代に1人の女性が生涯に産んだであろう子どもの数、つまり一世帯あたり

⁵⁰ コンヤシャリーア法廷文書第51巻126頁にはヒジュラ暦1141年(西暦1728年)に、母親である女性が自分の娘から家を170クルシュで購入した記録があり、同文書第52巻120頁にもヒジュラ暦1143年(西暦1730年)に、同じく母親である女性が息子から葡萄園を購入した記録がある。つまり、この当時子どもたちも両親や年上の兄弟から自分の所有するものや収入を確立できていたことが明らかとなる。(Erten p.93) 従って、結婚をする前に亡くなった子どもたちも、第二章のグラフ1・2示したように被相続人となり得た場合は遺産台帳に記録されていたのである。

に産まれた子どもの数は 17 世紀末期で 6 人から 7 人と推定されている。⁵¹ また、江戸時代における地域ごとの宗門人別改帳から得られた、一世帯あたりの子どもの数の平均は次のようになっている。関東・東北が 4.27 人、中部が 6.64 人、畿内・中国が 6.16 人、そして全国平均としては 5.81 人であった。⁵²

この数値は、気候などの生活環境の影響を受けて、地方により多少の変化を生じるものと考えることができる。また、全体の数値としては、第二章、第三章で明らかになった同時期のトルコの平均値と比べると、2 倍以上である。

また、実際に現存する千葉市の史料の中には、犢橋村というところで吉田氏という地方の地主が治めていた家々について「吉田氏知行分宗人別控帳」に、その家族全員の名前と年齢が記録されている。⁵³ それによると、3 世代や 4 世代が同居する拡大家族の存在が確認でき、また子どもの数も 5 人前後と平均程度の人数がいることが確認できる。

異なる性質を持つ資料によるトルコと日本に関する研究を、比較すべきではないのかもしれない。しかし、それぞれの資料はその地に残された一次的資料であって、最も信憑性が高いという点に関しては同じである。イスタンブルやコンヤに関して記録のある、現存するシャリーア法廷文書から浮かび上がってきている、オスマン期のトルコにおける家族の全体像は、日本ほどはと完全なものではないとも言えてしまうが、過去のある一時点における家族の姿を部分的に再現するものとしては十分に有効なものであると言えよう。

⁵¹ <http://sv2.humeco.m.u-tokyo.ac.jp/anthro2000/kito.pdf>、鬼頭宏「人生 40 年の世界：江戸時代の出生と死亡」、15 頁

⁵² 浜野潔著、「古文書で読む江戸時代のライフコース ―宗門改帳の世界―」『三色旗』597 号、慶應義塾大学通信教育部、1997。

⁵³ <http://www.elf-book.com/chiba/chiba.contents0308.html>

第五章 オスマン末期のイスタンブルの状況

17、18 世紀の状況に関してはイスタンブル、コンヤ、そして参考として日本について述べてきたが、その後の状況をイスタンブルについて紹介しておきたいと思う。

(1) 人口調査

1885 年に行われた人口調査の結果を見ると、このときは露土戦争後、アナトリア以外の土地からの移住者の影響もあってか、単身世帯の割合が 30% を占めた。⁵⁴1885 年の調査時に単身世帯と記録された世帯主たちはその後、同じ分類に属する人同士の結婚が見られることで、単身世帯の割合が低くなるものと予想した。しかしながら、1907 年の人口調査の結果によると、それは全体の 21% となり、⁵⁵予想したような大きな変化は生じなかった。また、核家族の割合は 32% から 40% へと増加し、⁵⁶ いずれもイスタンブルにおける最も多い世帯の形として変わりなかった。核家族が全体に占める割合の高さは 17・18 世紀と同様で、全体の 46% の世帯は 3 人かそれ以下の人数から成っていた。⁵⁷また、核家族世帯の平均人数は 1885 年には 3.3 人、1907 年には 3.6 人であり、第二章で述べた軍人階級に属する世帯の平均は 1885 年で 4.7 人、1907 年に 4.5 人であったとされている。⁵⁸

(2) 家族構成⁵⁹

Alan Duben と Cem Behar は、*Istanbul Households—Marriage, Family and*

⁵⁴ Duben p.191

⁵⁵ Duben p.191

⁵⁶ Duben p.p.191-192

⁵⁷ Istanbul Households p.49

⁵⁸ Duben p.p.192-193

⁵⁹ Duben, Behar 参照

Fertility 1880-1940—の中で実名を挙げて例を紹介している。1877 年頃に露土戦争の影響でバルカンからイスタンブルに移住した多くの人々のうち、馬の飼育士をしていた Kâzım Bey という人物の家が、当時、オスマン後期の典型的なトルコ人世帯として挙げられている。⁶⁰ Kâzım Bey には 2 人の弟がいて、両親との 5 人家族であり、平均よりやや多い程度の子どものいる世帯である。

また、この時期に撮影された、他の家族写真が数枚残されており、それらは両親と子どもが 1 人～3 人の 3 人～5 人家族、またそこに祖母を加えた家族などを写したものであった。これらの写真に写る人々の社会的な地位や身分は明らかにされていないが、Duben の研究で得られた平均値⁶¹からすると職人や軍人などの階級に属するものと考えるのが適当であると考えられる。

社会的身分がこれらのケースよりも高いと見ることのできる官僚世帯では 3～4 人の使用人や父方の祖父母を含む 9～10 人の世帯が多かったようだ。⁶²他に、オスマン軍の係官をしていた Naci Bey の世帯では離婚や死別し、1 人になった親戚やその子どもなども同居しており、そこに使用人を呼んでいたので 10 人を越す人数からなる世帯であったことも紹介されている。これは平均的な世帯とは異なるタイプであるが、現に人口調査の記録から拡大家族の存在も全体の 15%程度確認できている。

(3) 子どもの数

(2) で述べたように、家族構成の違いにより世帯全体の人数は変化しても、一世帯の平均人数から両親の人数を除いて考えて、一夫婦の間に 1～3 人という子どもの数が推測可能であろう。

また、実際に話を聞くことの出来たオスマン後期の 20 世紀初頭に子どもを持つ女性 33 人に絞って見てみると、19 人が 1 人～2 人の子どもを持ち、10 人が 3 人の子どもを持っていたことが明らかになっている。⁶³この平均は 2.68 人。つまり、第二

⁶⁰ Kâzım Bey が生まれるのは 1893 年であるため、移住をしたのは彼の親の世代である。

⁶¹ Duben pp.192-193

⁶² Duben p.193 でも、エリートと呼ばれる階級に属する世帯の平均人数（使用人などは数に入れないものとする）は 5.6～5.7 人とされている。

⁶³ Istanbul Households p.168

章、第三章で見てきた 17、18 世紀のイスタンブル、コンヤの一世帯あたりの子どもの数と大きな変化は見られないように思える。しかし、1993 年から 1998 年のトルコにおける乳児死亡率が 1000 人あたり 42.7⁶⁴であることを考えると、本章での一世帯あたりの子どもの数が事実に近く、第二章、第三章で得られた子どもの数は結果的なものであって、実際にはもっと多くの子どもが生まれていたと考えられるのである。

⁶⁴<http://www.die.gov.tr/toyak1/tfryeni/index.html>

おわりに

今回、17・18 世紀のトルコにおいて、特にイスタンブルとコンヤという 2 都市に関して家族の姿を明らかにしていく上で、その材料となったのはシャリーア法廷文書であった。このシャリーア法廷文書は本論でも述べたように、当時シャリーア法廷において記録されたものであるが、その記録は定期的になされたわけでもなければ漏れなくその地区に住む人々全員に関してなされたわけでもない。今日の戸籍のように、一人一人の出生から死亡までをたどることはシャリーア法廷文書では困難なのである。しかし、何らかの節目とも言える時に人々の記録がされたため、量的にその記録が収集されれば、その時点時点での人々の属する世帯の状況がある程度総合的に知ることは可能となる。同一人物の生涯を明らかにすることは、継続的な史料ではない性質から不可能となってしまうが、過去のある時に生活をしていた人々の姿を総合的に知ることはシャリーア法廷文書で十分に可能と言えよう。

また、文書の記述を多くの面から捉えることで、たった一つの記述から二重にも三重にも当時の状況を明らかにできるように感じる。本論でも死亡時に残された相続人として遺産台帳に記録されたある遺族を性別や居住区、宗教という違った視点から捉えることで単に遺族としてではなく、そのときにトルコで生活をしていた家族の姿をより具体的なものにできる。特定の時期のある都市に関して、独立した家族に関する記録がなくても、その都市における全てのシャリーア法廷文書からひとつひとつ浮き上がらせることができるように思える。ただ、本論で扱うことのできた資料は決して多いとは言えず、またイスタンブルに関しては軍人階級に属する人々に関する遺産台帳がもとになっているため、決して当時の状況を総合的に、また忠実に明らかにできたとは言えない。しかし、さらに多くのシャリーア法廷文書を扱い、データ量を増やすことが出来れば、過去のある時点の、ある都市において家族の姿を事実に近い結果で総合的に明らかにすることは不可能ではないと考える。

イスタンブルとコンヤに関して、2 都市の間で大きな違いはみられなかったが、現段階で利用できる当時の記録からは、一世帯あたりの子どもの数の平均として 17 世紀のイスタンブルでは 1.29 人（子どものいる世帯に限ると 2.18 人）、18 世紀前半のコンヤでは 2.78 人

(子どものいる世帯に限ると 3.12 人)であることが証明された。一夫多妻制が人々の間にあまり浸透していなかったことも当時の記録が証拠となって明らかになった。これまで、オスマン社会における家族という、複数の妻を連れた夫や、この女性たちから生まれ、後をついていく大勢の子どもを容易に想像していた。それはイスラムの宗教的規範が作りだしたイメージであったのかもしれない。人々の日常に、入りこんでいた宗教というたった一つの面からの、一見適当かと思われるこの想像は事実とは離れたところで勝手に一人歩きしたものであったようだ。

また、本論では第二章、第三章でシャリーア法廷文書の記録で得られた数値の上では一世帯あたりの子どもの数が少ないとの見解に達したが、OECD の調査によると 2002 年時の推計値として、トルコの 2000 年から 2005 年における乳児死亡率は 1000 人あたり 39.5 という数値⁶⁵が出ており、これは調査対象の先進 30 か国のうちで最も高い値である。さらに近年の数値⁶⁶もみると、17・18 世紀における一世帯あたりの生まれた子どもの数より多かったと想定できよう。しかし、シャリーア法廷文書に乳児に関しての独立した項目はなく、これはあくまでも近年の乳児死亡率からの推測でしかない。

第一次資料であるシャリーア法廷文書が持つ信憑性の高さは魅力の一つであるように思える。しかし、今回一世帯あたりの子どもに関して情報を得る際には、シャリーア法廷文書だけでは決して十分とは言えないことは明らかである。このようにトルコ国内で十分に残されている法廷文書を活用し、そこで生活をしていた人々の断片的な記録から総合的に明かすことのできる項目もあるかもしれないが、中には断片で終わってしまう項目や時代がある可能性も大いにある。

現時点では、一つの記録に様々な観点からアプローチすることで研究の多様性という面ではシャリーア法廷文書に期待を寄せることができる。家族や子どもという項目に関しても、本論はほんの断片的なものであり、多くのシャリーア文書からさらに異なる状況も明らかになるのかもしれない。シャリーア法廷文書は今後も一次的史料という長所を生かし、多くの分野で、そして多くの観点から利用されるべきであると強く感じる。

⁶⁵ <http://web.hhs.se/personal/Suzuki/o-Japanese/po05.html>

⁶⁶ <http://www.die.gov.tr/toyak1/tfryeni/index.html>

参考文献

- Alan Duben, *Kent, Aile, Tarih*, İleştirim Yayınları, İstanbul, 2002.
- Alan Duben and Cem Behar, *Istanbul Households - Marriage, Family and Fertility 1880-1940* -, Cambridge University Press, 1991.
- Boğaç A.Ergene, *Local Court, Provincial Society and Justice In the Ottoman Empire — Legal Practice and Dispute Resolutions in Çankırı and Kastamonu(1652-1744)*, Brill, Boston, 2003.
- Hayri Erten, *Konya Şer'iyye Sicilleri Işığında Ailenin Sosyo-Ekonomik ve Kültürel Yapısı*(.y.y. İlk Yarı), T.C.Kültür Bakanlığı Yayınları, Ankara, 2001.
- İlber Ortaylı, *Osmanlı Toplumunda Aile (5.basım)*, Pan Yayıncılık, İstanbul, 2002.
- Mahmut Tezcan, *Türk Aile Antropolojisi*, İmge Kitabevi, Ankara, 2000.
- Nüket Esen, *Türk Romanında Aile Kurumu 1870-1970 (3.basım)*, Boğaziçi Üniversitesi Yayınları, İstanbul, 1997.
- Ömer Demirel, Adnan Gürbüz, Muhiddin Tuş, “*Osmanlılarda ailenin demografik yapısı*”, *Sosyo-Kültürel Değişme Sürecinde Türk Ailesi*, - , Ankara,1992.
- Said Öztürk, “Tereke Defterlerine Göre . Asırda İstanbul'da Aile Nüfus, Servet Yapısı ve Dağılımı,” *İstanbul Araştırmaları 3*, İstanbul Büyükşehir Belediyesi Kültür İşleri Daire Başkanlığı Yayınları, 1997, pp.21-58.
- イブン・タイミーヤ著、湯川武、中田孝 共訳、『シャリーアによる統治・イスラーム政治論』 日本サウジアラビア協会、1991 年。
- 竹下政孝（編）『イスラームの思考回路』 栄光教育文化研究所、1995 年、74-104 頁。
- ハイム・ガーバー著、黒田壽郎訳、『イスラームの国家・社会・法—法の歴史人類学』 藤原書店、1996 年。
- 浜野潔、「古文書で読む江戸時代のライフコース —宗門改帳の世界—」、『三色旗』597 号、慶應義塾大学通信教育部、1997 年。

三浦徹、「カーディーと公証人」『紛争と訴訟の文化史』 青木書店、2000 年、297-332 頁。

同 「19 世紀ダマスクスのイスラム法廷文書—サーリヒーヤ法廷をめぐる人間関係—」『東洋文化研究所紀要』135 巻、1998-1999 年。

同 「19 世紀ダマスクスのイスラム法廷文書—サーリヒーヤ教区における社会経済関係—」『東洋文化研究所紀要』137 巻、1999 年。

柳橋博之、「シャリーアとフィクワ」『イスラム世界』41 巻、1993 年。

<http://sv2.humeco.m.u-tokyo.ac.jp/anthro2000/kito.pdf>

鬼頭宏「人生 40 年の世界：江戸時代の出生と死亡」

<http://www.elf-book.com/chiba/chiba.contents0308.html> 千葉市史料

<http://web.hhs.se/personal/Suzuki/o-Japanese/po05.html>

OECD 乳児死亡率ランキング

<http://www.die.gov.tr/toyak1/tfryeni/index.html>

トルコ共和国統計局